

「実験社会心理学研究」編集・審査規程

本則

第1章 目的と理念

第1条（目的・理念）

本誌の刊行目的は国内研究の醸成・活性化である。従って、論文審査の基本方針は、投稿論文の欠点を指摘して掲載不可とするのではなく、貢献可能性を見つけだし、それが十分に展開されるよう援助することである。ただし、その貢献可能性が極めて小さかったり、科学的論文としての要件を満たしていないものは掲載不可の判断もやむを得ない。会員の研究成果をできるだけ早く公表するために、迅速な審査を心がける。著者に対する最初の審査結果通知は、投稿後3ヶ月以内に行う。また、掲載決定された論文はできるだけ早く公刊する。

第2章 論文審査規程

第2条（投稿要件の確認）

新規投稿にともない、編集事務局は、当該論文が投稿規程に定められた要件を満たしているかどうか確認する。

第3条（チェックリストの確認（内容や形式））

投稿時に提出されるチェックリストに基づいて、編集委員長、副編集委員長（以下、副委員長）および編集事務局が、受稿要件を満たしているかどうかを確認する。受稿要件を満たさない点があることが懸念される場合は、編集事務局から詳しい情報を求め、場合によっては修正の上で再提出を依頼する。

第4条（二重投稿のチェック）

投稿時に提出される倫理チェックリスト第8項において、内容が重複している論文等を既に公刊（予定あるいは投稿中を含む）しているとの申告がある場合には、現物（電子出版されたPDFファイルか、それがなければ印刷物をスキャンしたPDFファイル）を編集事務局に送るよう依頼する。編集委員長、副委員長が協議し二重投稿と判断されたものは、常任編集委員会の承認を経た上で、論文を受稿しない。なお、新規投稿時によらず、審査過程でその懸念が発生した場合はその時点で同様の手続きをとり、主査も加わって協議する。二重投稿と判断された場合は、常任編集委員会の承認を経た上で、審査を打ち切る。

第5条（剽窃のチェック）

投稿論文は、受稿前と受理前に、剽窃検知ツール（J-STAGEのsimilarity check）を利用して本文のチェックを行う。チェックは編集委員長と副編集委員長が行い、他の著作物との一定以上の類似が認められ、剽窃と判断されたものは、常任編集委員会の承認を経た上で、論文を受稿しない。

第6条（再投稿）

以前に「実験社会心理学研究」誌で掲載不可もしくは取り下げとなった論文が別論文として再投稿された場合（投稿時に提出されるチェックリスト第12項で申告が求められている）には、前回の主査と編集委員長との協議により、別論文とみなせるかどうか判断を行う。別論文と判断された場合には、通常の受稿手続きに移行する。別論文とみなせないと判断された場合は、常任編集委員会の承認を経た上

で、論文を受稿しない。なお、審査過程でその懸念が発生した場合はその時点で同様の手続きをとり、別論文と見なせないと判断された場合は、常任編集委員会の承認を経た上で、審査を打ち切る。

第7条（主査の決定）

受稿要件を満たした論文の到着月日を受稿月日として筆頭著者に通知する。編集委員長は、副委員長と協議し、2週間以内に主査を決定する。主査は原則として本学会の理事とする。主査の決定にあたっては、著者との関係（過去にその学生の指導教員だったことはないか、同じ研究室の出身ではないか、など）に配慮する。著者に編集委員長または副委員長が含まれる場合、もしくは著者が編集委員長または副委員長の指導学生である場合、該当する一方は協議に参加せず、残る一方の責任で主査を決定する。

第8条（主査への依頼）

主査が決定したら、編集事務局より投稿論文を送付するとともに、審査期限が受稿時から3ヶ月以内であることを明確に伝える。その折に上記の理念ならびに編集方針を伝え了解を図る。

第9条（審査者による審査以前の段階での掲載不可決定）

主査が担当する論文が審査を経ても掲載可となる可能性が低いと判断した場合、その判断の根拠を記した文書を編集委員長に提出し、審査者による審査以前の段階での掲載不可決定（以下、デスク・リジェクション）を求めることができる。編集委員長は主査からデスク・リジェクションの申請があった場合、その妥当性について、主査、副委員長とともに協議する。協議の結果、主査の判断が妥当であると評価された場合、当該論文はそれ以上の審査を経ることなく掲載不可とする。なお、編集委員長は論文の内容に応じて、本学会の理事1名以上をこの協議に加えることができる。

以上の協議結果は、常任編集委員会による審査結果として編集委員長から著者に伝えられる。

第10条（副査の推薦）

主査には著者を頭名で伝える。主査は2週間以内に2名（Short Note、特集への投稿論文、および優秀学会発表賞の受賞論文は1名）の副査を推薦し、編集事務局に連絡する。その際、副査には原則として1ヶ月以内に審査を行うことについての了承を得ることとする。副査の審査は匿名とするが、推薦にあたっては著者との関係を考慮する。副査は理事に限定せず、必要があれば非会員でも可とする。

第11条（副査への依頼）

編集事務局は、主査の推薦に基づき、著者や所属・謝辞等が記載された第1ページを除いた原稿を副査に送付し、1ヶ月以内に審査票を主査および編集事務局に送付するよう依頼する。その折に上記の編集方針を伝え了解を得る。

第12条（コメントの作成）

主査は副査の評価にもとづいて、論文の掲載可否ならびに改稿の必要性を判断し「総合コメント」を作成する。総合コメントは副査の審査を重視しつつ行うことを原則とするが、見解が対立した場合の改稿方針の決定や掲載の可否判断は、あくまで主査の責任で行うものとする。この際、妥当な理由を付して論文種別の変更を勧奨することもできる。作業が終了したら、主査は、総合コメントを編集事務局に送付する。審査票には、掲載の可否もしくは改稿原稿を主査のみで審査するか副査も含めて審査するかを明記する。

第13条（コメント作成の指針）

主査・副査はコメントの作成にあたり以下の諸点に配慮する。

- (1) 最初のコメントにおいて論文の問題点を可能な限りすべて指摘する。改稿により大幅な変更が

予想される場合などは、「改稿原稿を見た上で、改めて審査する」ことをつけ加える。

- (2) 著者は最初のコメントで指摘された問題点を解決すれば掲載可になると受け取る傾向があるので、再審査において、前回触れなかった新しい問題点を指摘する場合には、その理由（例えば、「改稿によって新たな問題が生じたから」など）を著者に説明する。
- (3) コメントは、重要事項と参考事項を区別して記す。
- (4) コメントの量は、できるだけ A4 用紙 3 枚以内にまとめるよう留意する。著者の改稿意欲を促すように、建設的コメントを心がける。
- (5) コメントの作成にあたっては、丁寧な表現を用いることを心掛け、著者の人格を傷つけるようなことがないように注意する。

第 14 条（審査の超過期限）

編集事務局は、審査期限を超過した場合には、審査者に審査状況の問い合わせを行う。審査を依頼してから長期間経ってもコメントが返送されない場合、審査者に状況説明を求め、編集委員長は常任編集委員会の審議を経て、必要に応じ主査・副査の交替を行うことができる。また、主査もしくは副査に審査が続行できない事由が生じた際には、編集委員長と副委員長の協議により、審査者の交替を含めすみやかに対応を図る。

第 15 条（審査結果の通知）

編集事務局は、論文評価を示す連絡とともに、主査の総合コメントと副査のコメントを筆頭著者に送付する。副査にも、主査の総合コメントならびに他の副査のコメントを送付する。

第 16 条（論文の改稿）

著者は、総合コメントにしたがい論文の改稿を行う。改稿論文を送付する際には、主査による総合コメントおよび副査のコメントにどのように対応したか明確になるような回答書を添付する。必要に応じ、新旧対照表を添付してもよい。審査者のコメントに対する反論や、指摘された点に関し改稿できない事由等があれば、それも明記する。

第 17 条（改稿の期限）

改稿が指示された場合、期限は原則として 2 ヶ月とする。改稿期限を超過しても著者から連絡のない場合には編集事務局から問い合わせを行う。期限内に改稿ができない場合、著者は簡単な理由書と希望する期限を編集事務局に連絡する。延長が認められた場合、編集事務局はその旨と新たな期限を主査および副査に連絡する。延長は最大 6 ヶ月までとする。

第 18 条（審査の打ち切り）

審査結果の通知を行ってから長期間改稿がなされない場合、著者に状況説明を求め、編集委員長は常任編集委員会の審議を経て、必要に応じ取り下げの勧告を行うことができる。

第 19 条（再審査）

改稿論文が送付されてきたら、編集事務局は前回の主査・副査のコメントを添付したうえで、改稿論文を主査（副査を含めた再審査の場合には副査にも）に送付する。審査者の意見が分かれた場合などは、審査者の追加を含め、主査が独自の判断を行うことがある。なお、追加する審査者には、他の審査者の評価を知らせずに、審査を依頼する。再審査の審査期限は、副査を含む再審査の場合は 2 ヶ月以内（副査の審査期限は 1 ヶ月以内）、主査のみの場合は 1 ヶ月以内とする。再審査の超過期限に関する措置は第 14 条に準ずる。

第 20 条（審査経緯の報告）

主査は論文の審査が終了した時点で、編集委員長に対し掲載可否に関する結果を提案する。

第 21 条（受理の決定）

主査から掲載可の提案がなされた場合、編集委員長と副委員長との協議により、審査手続きや論文の形式上の問題、さらには剽窃についてチェックを行う。問題点が見受けられた場合、主査に連絡をとるとともに、編集事務局を通じ、必要に応じて著者あるいは審査者に連絡をとり、対応を依頼する。問題がなければ、編集委員長は論文の受理決定を行う。結果はただちに筆頭著者に伝達する。

第 22 条（掲載不可の決定）

主査から掲載不可の提案がなされた場合、編集委員長と副委員長との協議により、論文と審査の内容、および審査経過を確認する。問題点が見受けられた場合、主査に連絡をとるとともに、編集事務局を通じ、必要に応じて著者あるいは審査者に連絡をとり、対応を依頼する。問題がなければ、編集委員長は掲載不可決定を行う。結果はただちに筆頭著者に伝達する。

第 23 条（異議申し立て）

著者は、毎回の審査結果あるいは掲載可否の決定について異議のある場合、編集委員長に対し異議を申し立てることができる。異議申し立ての期間は、結果の受領後 1 ヶ月以内とし、原則として著者もしくは連名者が行うものとする。異議が申し立てられた場合、編集委員長は、副編集委員長および当該論文の主査と対応を協議する。必要に応じて副査に意見を求めることもある。協議結果は 1 ヶ月以内に著者に連絡する。著者から再度異議申し立てがなされた場合、編集委員長は常任編集委員会を開催し、経緯報告を行ったうえで対応を審議し、結論が得られ次第、筆頭著者に伝達する。

第 24 条（論文の取り下げ）

著者は、事情に応じ論文の取り下げを行うことができる。その場合、事由を添付したうえで、編集事務局に連絡する。編集委員長は副委員長と協議のうえで、これを承認する。

第 25 条（特集および Short Note）

すべての投稿論文の編集・審査は本章に示す手続きを原則とするが、特集への投稿論文については「「実験社会心理学研究」特集編集規程」、Short Note として投稿された論文については「「実験社会心理学研究」Short Note 投稿・編集規程」に別途定める事項がある。

第 3 章 編集体制

第 26 条（役員）

実験社会心理学研究を発行するために次の役員をおく。

- (1)編集委員長
- (2)副編集委員長
- (3)常任編集委員
- (4)編集委員

第 27 条（役員の選出）

編集委員長は常任理事の互選によって会長以外の者から選出する。副委員長についても常任理事会の審議により、常任理事の中から選任する。常任編集委員は常任理事が兼務する。編集委員は理事が兼務する。ただし、編集委員長が運営上必要と認めた場合は、理事以外から若干名を委嘱することができる。

(会則第 33 条)。

第 28 条 (役割)

編集委員は実験社会心理学研究の発行に関する基本的事項を審議し、運営上の最終責任を負う。常任編集委員会は、実験社会心理学研究の質的な発展と向上に資するための活動を行うとともに、所定の手続きを経て審査された研究論文の掲載等につき、最終的な決定を行う（会則第 34 条：一部）。

附則

本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の 3 分の 2 以上の同意をもって決定する。この改定規程は 2015 年 3 月 31 日より施行する。

- 2017 年度第 1 回理事会を経て本規程が一部改定された。
- 2018 年度第 1 回理事会を経て本規程が一部改定された。

関連する規程等

[「実験社会心理学研究」執筆・投稿規程](#)

[「実験社会心理学研究」特集編集規程](#)

[「実験社会心理学研究」Short Note 投稿・編集規程](#)